官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令（六八）　四
○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（六九）　六
○警察法施行令の一部を改正する政令（七〇）　六
○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（七一）　七
○証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（七二）　七
○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（七三）　七
○令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（七四）　七
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（七五）　八
○金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（七六）　八
○公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（七七）　九
○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（七八）　九
○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（七九）　一
○予防接種法施行令の一部を改正する政令（八〇）　三
○新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（八一）　三
○児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（八二）　三
○特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（八三）　四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（八四）　四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（八五）　四
○年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（八六）　六

〔最高裁規則〕
○裁判官の報酬等に関する規則及び司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則（最高裁七）　七

〔府　令〕
○金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する内閣府令（内閣府二一）　一九
○公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する内閣府令（同二二）　二〇

〔デジタル庁令・省令〕
○商業登記規則の一部を改正する命令（デジタル庁・法務一）　二

〔省　令〕
○衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部を改正する省令（総務一九）　三
○電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（同二〇）　三
○労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二二）　七
○労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部を改正する省令（同二三）　八
○予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（同二四）　九
○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業三）　三

〔規　則〕
○人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則（人事院一〇―四―三八）　三五

〔告　示〕
○令和六年度地方債計画の全部を改正する件（総務九三）　三六
○航路標識に関する件（海上保安庁八、九）　三八
○海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示及び海上保安官の要請を受けて武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者の損害補償の実施に関する告示の一部を改正する告示（同一〇）　四五
○水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件（環境二五）　四五

〔官庁報告〕
国土調査の実施に関する公示（国土交通省）　四八
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（同）　四八
国土調査の成果の認証の公告（同）　四八

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令（政令第六八号）（法務省）

1　審査補助員に支給する日当の額は、出頭又は取調べのための旅行に必要な日数（別に法律で定めるところにより手当を支給する日を除く。）に応じ、一日当たり二、四〇〇円に改めることとした。（第三条第二項関係）

2　宿泊料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二五年法律第一一四号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三〇六号）第九条本文の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二五年法律第九五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠の二級の職員に支給される宿泊費に相当する額の範囲内において検察審査会長が定めることとした。（第四条関係）

3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六九号）（法務省）

1　被害者参加人の本邦と外国との間の旅行に係る旅費及び日当の額を定めるとともに、被害者参加人に支給する宿泊料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二五年法律第一〇四号）等の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二五年法律第九五号）に規定する行政職俸給表㈠の二級の職員に支給される宿泊費に相当する額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とすることとした。（第三条及び第四条関係）

2　この政令の施行の日前に出発した旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇警察法施行令の一部を改正する政令（政令第七〇号）（警察庁）

1　警察庁の警察官及び皇宮護衛官に対し支給する支給品の品目から夏服スカートを削ることとした。（第八条第三項関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七一号）（警察庁）

1　給付基礎額の基本額を九、七〇〇円に、同基礎額の限度額を一万四、五〇〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第五条第二項関係）

2　扶養親族たる配偶者に係る給付基礎額の加算額を廃止し、扶養親族たる子に係る同加算額を四三三円に引き上げることとした。（第五条第三項関係）

3　常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を八万五、四九〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万二、七〇〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第七条の二第二項関係）

4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七二号）（法務省）

1　給付基礎額の基本額を九、七〇〇円に、最高額を一万四、五〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第四条第二項関係）

2　扶養親族である配偶者に係る給付基礎額の加算額を廃止し、扶養親族である子に係る給付基礎額の加算額を四三三円に引き上げることとした。（第四条第三項関係）

3　常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を八万五、四九〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万二、七〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第五条の二第二項関係）

4　令和七年四月一日から令和八年三月三一日までの間は、扶養親族である配偶者に係る給付基礎額の加算額を一〇〇円、扶養親族である子に係る給付基礎額の加算額を三八三円とすることとした。（附則第三条関係）

5　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七三号）（国土交通省）

1　給付基礎額の基本額を九、七〇〇円に、同基礎額の限度額を一万四、五〇〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第三条第一項関係）

2　扶養親族たる配偶者に係る給付基礎額の加算額を廃止し、扶養親族たる子に係る同加算額を四三三円に引き上げることとした。（第三条第二項関係）

3　常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を八万五、四九〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万二、七〇〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第四条の二第二項関係）

4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（政令第七四号）（内閣府本府）

1　令和二年五月一五日から七月三一日までの間の豪雨による災害について、災害対策基本法（昭和三六年法律第二二三号）第一〇二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる期限を延長することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（政令第七五号）（経済産業省）

1　適用期間の延長

東日本大震災に係る中小企業信用保険法の特例のうち特定被災区域内に事業所を有する中小企業者等に係るものの適用期間を令和八年三月三一日まで延長することとした。（第一条第一号関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（政令第七六号）（金融庁）

1　旅費に関する規定の整備

㈠　参考人又は鑑定人が請求することができる旅費の種目を、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費とし、旅費の額を、旅行のため現に支払った額と基準額を種目ごとに比較し、いずれか少ないほうを合計した額とすることとした。（第一条第一項及び第二項関係）

㈡　参考人又は鑑定人がやむを得ない事情により旅行を中止又は変更したときは、当該旅行のために既に支出した金額のうちその者の損失となる金額等を旅費として請求することができることとした。（第一条第三項関係）

㈢　旅費の各種目の基準額の内容を定めることとした。（第二条関係）

2　日当の最高額に関する規定の整備
参考人の日当の最高額を八、二〇〇円から八、四五〇円に、鑑定人の日当の最高額を七、八〇〇円から八、〇五〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第三条第二項関係）
3　その他
その他所要の規定の整備を行うこととした。
4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、第三条第二項のうち、日当の最高額の引上げに関する改正規定は、令和七年七月一日から施行することとした。

◇**公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令**（政令第七七号）（金融庁）

1　旅費に関する規定の整備
㈠　参考人又は鑑定人が請求することができる旅費の種目を、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費とし、旅費の額を、旅行のため現に支払った額と基準額を種目ごとに比較し、いずれか少ないほうを合計した額とすることとした。（第一条第一項及び第二項関係）
㈡　参考人又は鑑定人がやむを得ない事情により旅行を中止又は変更したときは、当該旅行のために既に支出した金額のうちその者の損失となる金額等を旅費として請求することができることとした。（第一条第三項関係）
㈢　旅費の各種目の基準額の内容を定めることとした。（第二条関係）
2　日当の最高額に関する規定の整備
参考人の日当の最高額を八、二〇〇円から八、四五〇円に、鑑定人の日当の最高額を七、八〇〇円から八、〇五〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第三条第二項関係）
3　その他
その他所要の規定の整備を行うこととした。
4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、第三条第二項のうち、日当の最高額の引上げに関する改正規定は、令和七年七月一日から施行することとした。

◇**原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第七八号）（厚生労働省）

1　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療特別手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）
2　施行期日等
㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項～第四項関係）
㈡　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令**（政令第七九号）（厚生労働省）

1　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）
2　施行期日等
㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項～第四項関係）
㈡　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**予防接種法施行令の一部を改正する政令**（政令第八〇号）（厚生労働省）

1　定期の予防接種を行うB類疾病として帯状疱疹を定めるとともに、その対象者を次に掲げる者とすることとした。（第二条及び第三条関係）
㈠　六五歳の者
㈡　六〇歳以上六五歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
2　予防接種法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（第一一条～第一三条、第一七条、第一八条、第二一条、第二四条及び第二六条関係）
3　令和七年四月一日から令和八年三月三一日までの間、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期の予防接種の対象者を次に掲げる者とすることとした。（附則第五項関係）
㈠　一二歳となる日の属する年度の初日から一六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
㈡　平成九年四月二日から平成二一年四月一日までの間に生まれた女子であって、令和四年四月一日から令和七年三月三一日までの間において、少なくとも一回以上ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けたもの
4　施行期日等
㈠　この政令の施行の日から令和八年三月三一日までの間、帯状疱疹に係る定期の予防接種の対象者のうち、1の㈠の者については、令和七年三月三一日において一〇〇歳以上の者及び同年四月一日から令和八年三月三一日までの間に六五歳、七〇歳、七五歳、八〇歳、八五歳、九〇歳、九五歳又は一〇〇歳となる者とすることとした。（附則第二条第一項関係）
㈡　令和八年四月一日から令和一二年三月三一日までの間、帯状疱疹に係る定期の予防接種の対象者のうち、1の㈠の者については、六五歳、七〇歳、七五歳、八〇歳、八五歳、九〇歳、九五歳又は一〇〇歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とすることとした。（附則第二条第二項関係）
㈢　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条第三項～第五項関係）
㈣　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第八一号）（厚生労働省）

1　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）
2　施行期日等
㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項～第四項関係）
㈡　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令**（政令第八二号）（こども家庭庁）

1　物価指数の変動に応じてその額の改定を行うべきことを定めた児童扶養手当法その他の関係法律の規定に基づき、令和七年四月以降の月分の児童扶養手当等の額の改定等を行うこととした。（本則関係）
2　令和七年三月以前の月分の児童扶養手当等について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）
3　令和七年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第三項関係）
4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第八三号）（厚生労働省）

1　令和七年四月以降の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額を改定することとした。（本則関係）
2　令和七年三月以前の月分の特別障害給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）
3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第八四号）（厚生労働省）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第一〇四号。以下「法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年一〇月一日とした。ただし、法第三条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成一七年法律第一二三号）の目次の改正規定、同法第五章の章名の改正規定、同法第八九条の二の二第一項及び第八九条の二の三の改正規定、同条を第八九条の二の一〇とする改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八九条の二の二の次に七条を加える改正規定、同法第一〇九条の次に二条を加える改正規定、同法第一〇一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第一一二条の改正規定並びに法第六条の規定並びに法附則第六条、第四一条及び第四二条の規定の施行期日は、令和七年一二月一日とした。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第八五号）（厚生労働省）

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正関係（第一条関係）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二　その他関係政令の一部改正関係（第二条～第一九条関係）

地方自治法の規定による随意契約によることができる場合として、就労選択支援を行う施設が製作する物品の買入れ等の場合を追加する等関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

三　経過措置（第二〇条関係）

就労選択支援に係る指定障害福祉サービス事業者については、従業者等についての基準を定める都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、主務省令で定める基準を、当該都道府県の条例で定められた基準とみなすものとすることとした。

四　施行期日

この政令は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定（改正法第三条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の目次の改正規定、同法第五章の章名の改正規定、同法第八九条の二の二第一項及び第八九条の二の三の改正規定、同条を同法第八九条の二の一〇とする改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八九条の二の二の次に七条を加える改正規定、同法第一〇九条の次に二条を加える改正規定、同法第一一一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第一一二条の改正規定並びに改正法第六条の規定並びに改正法附則第六条、第四一条及び第四二条の規定を除く。）の施行の日（令和七年一〇月一日）から施行することとした。

◇年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八六号）（厚生労働省）

1　令和七年四月以降の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の給付基準額を改定することとした。（本則関係）

2　令和七年三月以前の月分の年金生活者支援給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

政　令

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第六十八号

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）第二十九条、第三十九条及び第三十九条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令（昭和二十四年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「経験年数（裁判官又は検察官であつた年数を含む。以下この項において同じ。）十年以上の弁護士については一日当たり三千円とし、経験年数十年未満の弁護士については」を削り、「二千六百円」を「二千四百円」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条　宿泊料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第九条本文の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠の二級の職員に支給される宿泊費に相当する額の範囲内において検察審査会長が定める。

第五条中「並びに日当及び宿泊料」を「及び日当」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第三条第二項、第四条及び第五条の規定は、この政令の施行の日以後に出発した旅行に係る日当及び宿泊料の額について適用し、当該日前に出発した旅行に係る日当及び宿泊料の額については、なお従前の例による。

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第六十九号

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行令（平成二十年政令第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「線路」を「路線」に改める。

第二条中「次条」を「次条第六項」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

（被害者参加人の本邦と外国との間の旅行に係る旅費及び日当の額）

第三条　被害者参加人の本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条において「旅費法」という。）第二条第二号に規定する本邦をいう。以下この項及び別表において同じ。）と外国（同条第三号に規定する外国をいう。以下この項及び同表において同じ。）との間の旅行に係る法第五条第二項の政令で定める旅費及び日当の額は、第一条第二項から第五項まで及び前条の規定にかかわらず、この条に定めるところによる。ただし、当該旅行のうち本邦内の旅行について支給する旅費及び日当（外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当又は本邦に到着した日までの日当を除く。）の額については、この限りでない。

2　第一条第一項の鉄道賃の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十六条の三十四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席するため別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合にあっては、当該各号に定める額及び現に支払った急行料金又は寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の額の合計額）とする。

一　旅客運賃（これに対する通行税を含む。以下この項において「運賃」という。）の等級を三以上の階級に区分する鉄道による旅行の場合　最上級の一級下位の級の運賃の額

二　運賃の等級を二階級に区分する鉄道による旅行の場合　最上級の運賃の額

三　運賃の等級を設けない鉄道による旅行の場合　その乗車に要する運賃の額

3　第一条第一項の船賃の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（刑事訴訟法第三百十六条の三十四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席するため別に寝台料金を必要とした場合にあっては、当該各号に定める額及び現に支払った寝台料金（これに対する通行税を含む。）の額の合計額）とする。

一　旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。）（これに対する通行税を含む。以下この項において「運賃」という。）の等級を二以上の階級に区分し、その最上級の運賃を更に四以上に区分する船舶による旅行の場合　その階級内の最上級の二級下位の級の運賃の額

二　運賃の等級を二以上の階級に区分し、その最上級の運賃を二又は三に区分する船舶による旅行の場合　その階級内の最下級の運賃の額

三　運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合　最上級の運賃の額

四　運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合　その乗船に要する運賃の額

4　第一条第一項の航空賃の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　旅客運賃（以下この項において「運賃」という。）の等級を三以上の階級に区分する航空機による旅行の場合　最上級の二級下位の級の運賃の額

二　運賃の等級を二階級に区分する航空機による旅行の場合　下級の運賃の額

三　運賃の等級を設けない航空機による旅行の場合　航空機の利用に要する運賃の額

5　第一条第一項の路程賃の額は、現に支払った額とする。

6　日当の額は、出席等に必要な日数に応じ、一日当たり、旅行先の区分に応じた別表の定額（同一の日において二以上の旅行先の区分に該当する場合にあっては、額の多い方の定額）とする。

（宿泊料）

第四条　法第五条第二項の政令で定める宿泊料の額は、旅費法及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第九条本文の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠の二級の職員に支給される宿泊費に相当する額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

第五条の見出しを「（旅費及び日当の計算）」に改め、同条中「前条」を「第三条」に改め、「並びに前二条の宿泊料」を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第三条第六項関係）

指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
五、三〇〇円	四、四〇〇円	三、六〇〇円	三、二〇〇円

備考

一　指定都市とは、法務省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として法務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域であって法務省令で定めるものをいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として法務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域であって法務省令で定めるものをいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

二　船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方について定める定額とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第三条から第五条まで及び別表の規定は、この政令の施行の日以後に出発した旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額について適用し、当該日前に出発した旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、なお従前の例による。

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第七十号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第六十八条第一項（同法第六十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「又は夏服スカート」を削る。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第七十一号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「以下この条、次条及び第五条」を「次号及び次条第一号」に改める。

第五条第二項中「九千百円」を「九千七百円」に改め、同項ただし書中「一万四千二百円」を「一万四千五百円」に改め、同条第三項中「及び第三号から第六号までのいずれか」を削り、「二百十七円」を「四百三十三円」に、「第二号」を「第二号から第五号までのいずれか」に、「三百三十三円」を「二百十七円」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第七条の二第二項第二号中「八万千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同項第四号中「四万六百円」を「四万二千七百円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の第五条第二項及び第三項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で施行日以後の期間について支給すべきものの給付基礎額について適用し、その他の給付の給付基礎額については、なお従前の例による。

第三条　施行日から令和八年三月三十一日までの期間に給付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で当該期間について支給すべきものについての改正後の第五条第三項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者（第二条第三号に規定する配偶者をいう。以下この項において同じ。）」と、「四百三十三円」とあるのは「三百八十三円」と、「それぞれ」とあるのは「配偶者である扶養親族については百円を、それぞれ」とする。

第四条　改正後の第七条の二第二項の規定は、施行日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、施行日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第七十二号

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「九千百円」を「九千七百円」に改め、同項ただし書中「一万四千二百円」を「一万四千五百円」に改め、同条第三項中「及び第三号から第六号までのいずれか」を削り、「二百十七円」を「四百三十三円」に、「第二号」を「第二号から第五号までのいずれか」に、「三百三十三円を」を「二百十七円を」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第五条の二第二項第二号中「八万千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同項第四号中「四万六百円」を「四万二千七百円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の第四条第二項及び第三項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で施行日以後の期間について支給すべきものの給付基礎額について適用し、その他の給付の給付基礎額については、なお従前の例による。

第三条　施行日から令和八年三月三十一日までの期間に給付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で当該期間について支給すべきものについての改正後の第四条第三項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは「次の各号に掲げる者又は配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」と、「四百三十三円」とあるのは「三百八十三円」と、「それぞれ」とあるのは「配偶者である扶養親族については百円を、それぞれ」とする。

第四条　改正後の第五条の二第二項の規定は、施行日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、施行日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

法務大臣　鈴木　馨祐
内閣総理大臣　石破　茂

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第七十三号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の各号」を削り、同条第三号中「及び第三条第二項第一号」を削り、同条第七号中「責に」を「責めに」に改め、同条第八号中「基き」を「基づき」に、「当る」を「当たる」に、「当つた」を「当たつた」に改め、同条第九号中「外」を「ほか」に、「当つた」を「当たつた」に改める。

第三条第一項中「九千百円」を「九千七百円」に改め、同項ただし書中「一万四千二百円」を「一万四千五百円」に改め、同条第二項中「及び第三号から第六号までのいずれか」を削り、「二百十七円」を「四百三十三円」に、「第二号」を「第二号から第五号までのいずれか」に、「三百三十三円」を「二百十七円」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第四条の二第二項第二号中「八万千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同項第四号中「四万六百円」を「四万二千七百円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の第三条第一項及び第二項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で施行日以後の期間について支給すべきものの給付基礎額について適用し、その他の給付の給付基礎額については、なお従前の例による。

第三条　施行日から令和八年三月三十一日までの期間に給付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で当該期間について支給すべきものについての改正後の第三条第二項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者（第一条第三号に規定する配偶者をいう。以下この項において同じ。）」と、「四百三十三円」とあるのは「三百八十三円」と、「それぞれ」とあるのは「配偶者である扶養親族については百円を、それぞれ」とする。

第四条　改正後の第四条の二第二項の規定は、施行日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、施行日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第七十四号

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（令和三年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第七十五号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第七十六号

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百八十五条の十九の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（平成十七年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（旅費）

第一条　金融商品取引法（以下「法」という。）第百八十五条の十九の規定により参考人又は鑑定人（次項及び第三項並びに第三条第一項において「参考人等」という。）が請求することができる旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費とする。

2　法第百八十五条の十九の規定により参考人等が請求することができる旅費の額は、旅行（出頭（法第百七十七条第一項第一号又は第百八十五条第一項の規定により求められた出頭をいう。次条第十項、第三条第二項及び第四条において同じ。）又は鑑定（法第百八十五条の四第一項の規定により命ぜられた鑑定をいう。次条第十項、第三条及び第四条において同じ。）及びこれらのための移動をいう。次項、次条第十項及び第三条第二項において同じ。）のため前項に規定する旅費の各種目について現に支払った額（次条の規定により計算した当該種目の基準額が、当該種目について現に支払った額より少ない場合は、当該種目に係る当該基準額）を合計した額とする。

3　参考人等が、内閣府令で定めるやむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したときは、各種目ごとに、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で内閣府令で定めるものを旅費として請求することができる。

第三条を削る。

第二条第一項中「、参考人又は鑑定人」を「参考人等」に改め、「、宿泊料」を削り、同条第二項中「出頭又は鑑定及びこれらのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数」を「旅行に必要な日数（出頭又は鑑定が移動を伴わない場合にあっては、出頭又は鑑定に必要な日数）」に、「八千二百円」を「八千四百五十円」に、「七千八百円」を「八千五十円」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（旅費の基準額）

第二条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国（本邦（本州、北海道、四国、九州及び内閣府令で定めるその附属の島の存する領域をいう。次項及び第四項において同じ。）以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この条において同じ。）におけるこれらに相当するものその他内閣府令で定めるものをいう。次項及び第七項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、金融庁長官が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃
二　急行料金
三　寝台料金
四　座席指定料金
五　前各号に掲げる費用に付随する費用

2　前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、本邦における移動の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国における移動（本邦と外国との間における移動を含む。第四項及び第六項において同じ。）の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

3　船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他内閣府令で定めるものをいう。次項及び第七項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、金融庁長官が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃
二　寝台料金
三　座席指定料金
四　前三号に掲げる費用に付随する費用

4　前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、本邦における移動の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国における移動の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

5　航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他内閣府令で定めるものをいう。次項及び第七項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、金融庁長官が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　座席指定料金

三　前二号に掲げる費用に付随する費用

6　前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額（外国における移動の場合であって、著しく長時間にわたる移動として内閣府令で定めるものをするときは、最下級の直近上位の級の運賃の額）とする。

7　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、金融庁長官が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二　道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三　前二号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

四　前三号に掲げる費用に付随する費用

8　宿泊費は、宿泊に要する費用とし、その基準額は、内閣府令で定める額に宿泊に係る夜数を乗じた額とする。

9　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その基準額は、当該移動に係る第一項から第七項までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の基準額並びに当該宿泊に係る前項の規定による宿泊費の基準額の合計額とする。

10　旅費の基準額は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行をした場合によって計算する。ただし、出頭若しくは鑑定のため必要がある場合又は天災その他やむを得ない事情がある場合において、最も経済的な通常の経路又は方法により旅行をし難いときは、その現によった経路及び方法によって計算する。

本則に次の一条を加える。

（内閣府令への委任）

第五条　この政令に定めるもののほか、旅費の種目及び基準額に係る細則その他この政令の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定（「八千二百円」を「八千四百五十円」に、「七千八百円」を「八千五十円」に改める部分に限る。）及び附則第三項の規定は、同年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の規定は、この政令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に金融商品取引法第百七十七条第一項第一号若しくは第百八十五条第一項の規定により参考人が求められた出頭又は同法第百八十五条の四第一項の規定により鑑定人が命ぜられた鑑定に係る旅費及び手当について適用し、施行日前に同法第百七十七条第一項第一号若しくは第百八十五条第一項の規定により参考人が求められた出頭又は同法第百八十五条の四第一項の規定により鑑定人が命ぜられた鑑定に係る旅費及び手当については、なお従前の例による。

3　この政令（附則第一項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の第三条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する旅行に必要な日数で附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂

公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第七十七号

公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の六十四の規定に基づき、この政令を制定する。

公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（平成十九年政令第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（旅費）

第一条　公認会計士法（以下「法」という。）第三十四条の六十四の規定により参考人又は鑑定人（次項及び第三項並びに第三条第一項において「参考人等」という。）が請求することができる旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費とする。

２　法第三十四条の六十四の規定により参考人等が請求することができる旅費の額は、旅行（出頭（法第三十四条の四十七第一項の規定により求められた出頭をいう。次条第十項、第三条第二項及び第四条において同じ。）又は鑑定（法第三十四条の五十第一項の規定により命ぜられた鑑定をいう。次条第十項、第三条及び第四条において同じ。）及びこれらのための移動をいう。次項、次条第十項及び第三条第二項において同じ。）のため前項に規定する旅費の各種目について現に支払った額（次条の規定により計算した当該種目の基準額が、当該種目について現に支払った額より少ない場合は、当該種目に係る当該基準額）を合計した額とする。

３　参考人等が、内閣府令で定めるやむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したときは、各種目ごとに、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で内閣府令で定めるものを旅費として請求することができる。

第三条を削る。

第二条第一項中「、参考人又は鑑定人」を「参考人等」に改め、「、宿泊料」を削り、同条第二項中「出頭又は鑑定及びこれらのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数」を「旅行に必要な日数（出頭又は鑑定が移動を伴わない場合にあっては、出頭又は鑑定に必要な日数）」に、「八千二百円」を「八千四百五十円」に、「七千八百円」を「八千五十円」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（旅費の基準額）

第二条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国（本邦（本州、北海道、四国、九州及び内閣府令で定めるその附属の島の存する領域をいう。次項及び第四項において同じ。）以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この条において同じ。）におけるこれらに相当するものその他内閣府令で定めるものをいう。次項及び第七項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、金融庁長官が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　急行料金

三　寝台料金

四　座席指定料金

五　前各号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、本邦における移動の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国における移動（本邦と外国との間における移動を含む。第四項及び第六項において同じ。）の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

３　船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他内閣府令で定めるものをいう。次項及び第七項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、金融庁長官が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　寝台料金

三　座席指定料金

四　前三号に掲げる費用に付随する費用

４　前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、本邦における移動の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国における移動の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

５　航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他内閣府令で定めるものをいう。次項及び第七項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、金融庁長官が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　座席指定料金

三　前二号に掲げる費用に付随する費用

６　前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額（外国における移動の場合であって、著しく長時間にわたる移動として内閣府令で定めるものをするときは、最下級の直近上位の級の運賃の額）とする。

７　その他の交通賃は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、金融庁長官が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二　道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三　前二号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

四　前三号に掲げる費用に付随する費用

８　宿泊費は、宿泊に要する費用とし、その基準額は、内閣府令で定める額に宿泊に係る夜数を乗じた額とする。

９　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その基準額は、当該移動に係る第一項から第七項までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の基準額並びに当該宿泊に係る前項の規定による宿泊費の基準額の合計額とする。

10　旅費の基準額は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行をした場合によって計算する。ただし、出頭若しくは鑑定のため必要がある場合又は天災その他やむを得ない事情がある場合において、最も経済的な通常の経路又は方法により旅行をし難いときは、その現によった経路及び方法によって計算する。

本則に次の一条を加える。

（内閣府令への委任）

第五条　この政令に定めるもののほか、旅費の種目及び基準額に係る細則その他この政令の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定（「八千二百円」を「八千四百五十円」に、「七千八百円」を「八千五十円」に改める部分に限る。）及び附則第三項の規定は、同年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の規定は、この政令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に公認会計士法第三十四条の四十七第一項の規定により参考人が求められた出頭又は同法第三十四条の五十第一項の規定により鑑定人が命ぜられた鑑定に係る旅費及び手当について適用し、施行日前に同法第三十四条の四十七第一項の規定により参考人が求められた出頭又は同法第三十四条の五十第一項の規定により鑑定人が命ぜられた鑑定に係る旅費及び手当については、なお従前の例による。

3　この政令（附則第一項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の第三条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する旅行に必要な日数で附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第七十八号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十九条第二項、第三十一条及び第三十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「令和六年四月」を「令和七年四月」に、「十五万二十円」を「十五万四千九十円」に、「五万五千四百円」を「五万六千九百円」に、「五万千六百三十円」を「五万三千三十円」に、「三万六千九百円」を「三万七千九百円」に、「一万八千五百円」を「一万九千円」に改める。

第十八条第一項中「七万千二百円」を「七万三千百七十円」に改め、同条第二項第一号中「十万六千八百二十円」を「十万九千七百七十円」に、「二万三千五百五十円」を「二万四千百九十円」に改め、同項第二号中「二万三千五百五十円」を「二万四千百九十円」に改める。

第十九条中「二十一万五千円」を「二十一万九千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和七年三月以前の月分の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

3　この政令による改正後の第十八条の規定は、令和七年四月以後に受ける介護に係る法による介護手当の額について適用し、同年三月以前に受けた介護に係る法による介護手当の額については、なお従前の例による。

4　この政令による改正後の第十九条の規定は、令和七年四月一日以後の死亡に係る法による葬祭料の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第七十九号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万八千九百円」を「三万九千九百円」に改め、同項第二号中「三万六千九百円」を「三万七千九百円」に改め、同項第三号中「三万八千九百円」を「三万九千九百円」に改め、同項第四号中「三万六千九百円」を「三万七千九百円」に改める。

第七条第一項第一号中「二百九十六万六千四百円」を「三百四万五千六百円」に改め、同項第二号中「二百三十七万三千六百円」を「二百四十三万六千円」に改める。

第九条第一項第一号中「九十二万七千六百円」を「九十五万二千八百円」に改め、同項第二号中「七十四万千六百円」を「七十六万二千円」に改める。

第十条第五項中「二百五十九万四千四百円」を「二百六十六万四千円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百七十八万三千二百円」を「七百九十九万二千円」に改める。

第十三条第一項中「二十一万五千円」を「二十一万九千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（以下「新令」という。）第五条第一項及び第二項（これらの規定を独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（以下「令」という。）第二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和七年四月以後の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（以下「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

３　新令第七条第一項、第九条第一項及び第十条第五項（これらの規定を令第二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和七年四月以後の月分として支払われる法による障害年金、障害児養育年金及び遺族年金の額（以下この項において「年金の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金の額については、なお従前の例による。

４　新令第十一条第二項及び第十三条第一項（これらの規定を令第二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和七年四月一日以後の死亡に係る法による遺族一時金及び葬祭料の額については、なお適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による遺族一時金及び葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第八十号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第三項第三号、第五条第一項及び第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「」及び」を「」」に、「とする」を「及び帯状疱疹とする」に改める。

第三条第一項中「又は新型コロナウイルス感染症」を「、新型コロナウイルス感染症又は帯状疱疹」に改め、同項の表に次のように加える。

帯状疱疹	一　六十五歳の者 二　六十歳以上六十五歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

第三条第二項中「あった者（」の下に「帯状疱疹以外の特定疾病にあっては」を、「ある者」の下に「、帯状疱疹にあっては当該疾病にかかっている者、」を、「ものに限る。）」の下に「及び帯状疱疹」を加える。

第十一条第一項第一号中「三万八千九百円」を「三万九千九百円」に改め、同項第二号中「三万六千九百円」を「三万七千九百円」に改め、同項第三号中「三万八千九百円」を「三万九千九百円」に改め、同項第四号中「三万六千九百円」を「三万七千九百円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百二十九万八千四百円」を「百三十三万四千四百円」に改め、同号ロ中「百三万八千円」を「百六万六千八百円」に改め、同項第二号イ中「百六十六万九千二百円」を「百七十一万四千八百円」に改め、同号ロ中「百三十三万四千四百円」を「百三十七万千六百円」に改め、同条第四項中「八十五万四千四百円」を「八十七万八千四百円」に、「五十六万九千六百円」を「五十八万五千六百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「四百十五万三千二百円」を「四百二十六万三千六百円」に改め、同号ロ中「三百三十二万二千八百円」を「三百四十一万四百円」に改め、同号ハ中「二百四十九万千二百円」を「二百五十五万八千四百円」に改め、同項第二号イ中「五百三十四万円」を「五百四十八万千六百円」に改め、同号ロ中「四百二十七万二千円」を「三百二十八万九千二百円」に改め、同条第四項中「八十五万四千四百円」を「八十七万八千四百円」に、「五十六万九千六百円」を「五十八万五千六百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千六百三十万円」を「三千七百三十万円」に改め、同号ロ中「二千七百二十万円」を「二千八百万円」に改め、同項第二号中「四千六百七十万円」を「四千八百万円」に改める。

第十八条中「二十一万五千円」を「二十一万九千円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百九十六万六千四百円」を「三百四万五千六百円」に改め、同項第二号中「二百三十七万三千六百円」を「二百四十三万六千円」に改める。

第二十四条第五項中「二百五十九万四千四百円」を「二百六十六万四千円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百七十八万三千二百円」を「七百九十九万二千円」に改める。

附則第五項中「令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、」を削り、「あるのは、」の下に「令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間においては」を加え、「とする」を「と、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間においては「一　十二歳となる日の属する年度の初日から令和八年三月三十一日までの間にあった者　二　平成九年四月二日から平成二十一年四月一日までの間に生まれた女子であって、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において、少なくとも一回以上上欄に掲げる疾病の予防接種を受けたもの」とする」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間におけるこの政令による改正後の第三条第一項の規定の適用については、同項の表帯状疱疹の項中「六十五歳の者」とあるのは、「令和七年三月三十一日において百歳以上の者及び同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる者」とする。

２　令和八年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間におけるこの政令による改正後の第三条第一項の規定の適用については、同項の表帯状疱疹の項中「六十五歳の者」とあるのは、「六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

３　この政令による改正後の第十一条の規定は、令和七年四月以後の月分の予防接種法（以下「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

4　この政令による改正後の第十二条第二項及び第四項、第十三条第二項及び第四項、第二十一条第二項並びに第二十四条第五項の規定は、令和七年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額（当該障害児養育年金及び当該障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額（以下この項において「年金等の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金等の額については、なお従前の例による。

5　この政令による改正後の第十七条第四項、第十八条及び第二十六条第三項の規定は、令和七年四月一日以後の死亡に係る法による死亡一時金、葬祭料及び遺族一時金の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による死亡一時金、葬祭料及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第八十一号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万八千九百円」を「三万九千九百円」に改め、同項第二号中「三万六千九百円」を「三万七千九百円」に改め、同項第三号中「三万八千九百円」を「三万九千九百円」に改め、同条第二項中「三万八千九百円」を「三万九千九百円」に改める。

第四条第二項第一号中「百二十九万八千四百円」を「百三十三万四千四百円」に改め、同項第二号中「百三万八千円」を「百六万六千八百円」に改め、同条第四項中「八十五万四千四百円」を「八十七万八千四百円」に、「五十六万九千六百円」を「五十八万五千六百円」に改める。

第五条第二項第一号中「四百十五万三千二百円」を「四百二十六万三千六百円」に改め、同項第二号中「三百三十二万二千八百円」を「三百四十一万四百円」に改め、同条第四項中「八十五万四千四百円」に、「五十六万九千六百円」を「五十八万五千六百円」に改める。

第八条第五項第一号中「三百六十三万円」を「三百七十三万円」に改め、同項第二号中「二百七十二万円」を「二百八十万円」に改める。

第十二条第一項中「二十一万五千円」を「二十一万九千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第三条第一項及び第二項の規定は、令和七年四月以後の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（以下「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

3　この政令による改正後の第四条第二項及び第四項、第五条第二項及び第四項並びに第八条第五項の規定は、令和七年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額（当該障害児養育年金及び当該障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額（以下この項において「年金等の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金等の額については、なお従前の例による。

4　この政令による改正後の第十二条第一項の規定は、令和七年四月一日以後の死亡に係る法による葬祭料の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第八十二号

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第五条の二第三項（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十六条（同法第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第一条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「令和六年四月」を「令和七年四月」に、「四万五千五百円」を「四万六千六百九十円」に改め、同条に次の一項を加える。

2　令和七年四月以降の月分の手当については、法第五条第二項中「一万七百五十円」とあるのは、「一万千三十円」と読み替えて、法の規定を適用する。

第二条の四第三項中「〇・〇二五」を「〇・〇二五六六一九」に改め、同条第四項中「〇・〇〇三八五六一」を「〇・〇〇三九五六八」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「令和六年四月」を「令和七年四月」に、「三万六千八百六十円」を「三万七千八百三十円」に、「五万五千三百五十円」を「五万六千八百円」に改める。

第九条の二中「令和六年四月」を「令和七年四月」に、「一万五千六百九十円」を「一万六千百円」に改める。

第十条の二中「令和六年四月」を「令和七年四月」に、「二万八千八百四十円」を「二万九千五百九十円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「令和六年四月」を「令和七年四月」に、「一万五千六百九十円」を「一万六千百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和七年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当（次項において「児童扶養手当」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給については、なお従前の例による。

3　第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第三項及び第四項の規定は、令和七年四月以降の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第八十三号

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「令和六年四月」を「令和七年四月」に、「四万四千二百八十円」を「四万五千四百八十円」に、「五万五千三百五十円」を「五万六千八百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和七年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（以下「法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十月一日とする。ただし、法第三条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の目次の改正規定、同法第五章の章名の改正規定、同法第八十九条の二の二第一項及び第八十九条の二の三の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十とする改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十九条の二の二の次に七条を加える改正規定、同法第百九条の次に二条を加える改正規定、同法第百十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第百十二条の改正規定並びに法第六条の規定並びに法附則第六条、第四十一条及び第四十二条の規定の施行期日は、令和七年十二月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第四十三条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第十九条）
第二章　経過措置（第二十条）
附則

第一章　関係政令の整備

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第五条第二十四項」を「第五条第二十五項」に改める。

第十四条及び第二十六条の六中「第五条第二十三項」を「第五条第二十四項」に改める。

（地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第十三項」を「同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

一　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第三号

二　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十一条の十三第一項第三号

（児童福祉法施行令の一部改正）

第三条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第六号中「第五条第二十三項」を「第五条第二十四項」に改める。

第二十五条の五第一項中「第五条第二十五項」を「第五条第二十六項」に改める。

第二十七条の十七の表第二十四条の二十八第一項の項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

（身体障害者福祉法施行令の一部改正）

第四条　身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「同条第十三項」を「同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

第二十一条中「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改める。

（公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

一　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十条第一項及び第六十五条の十三第一項の表第五十条第一項の項

二　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第六十四条第一項及び第百三条第一項の表第六十四条第一項の項

（国有財産特別措置法施行令等の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

一　国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）第二条第三項第三号

二　豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）第一条第七号

三　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第四条第三号

四　著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第一号チ

五　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第七条第八号

六　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）第六条第五号

（都市公園法施行令の一部改正）

第七条　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第四号中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改める。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第八条　国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第三号中「第五条第二十五項」を「第五条第二十六項」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第九条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第八項第二号及び第四十条の二第二項第二号中「同条第十七項」を「同条第十八項」に改める。

（社会福祉法施行令の一部改正）

第十条　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第五条第二十七項」を「第五条第二十八項」に、「同条第十三項」を「同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項」に、「同条第十五項」に改める。

（知的障害者福祉法施行令の一部改正）

第十一条　知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

第四条中「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改める。

（消防法施行令の一部改正）

第十二条　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一(六)項ロ(5)中「同条第十七項」を「同条第十八項」に改め、同項ハ(5)中「同条第十三項」を「同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項」に、「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改める。

（活動火山対策特別措置法施行令等の一部改正）

第十三条　次に掲げる政令の規定中「自立訓練」の下に「、就労選択支援」を加え、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

一　活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）第一条第二項第五号

二　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十四号

三　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十四号

四　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第十四号

（厚生労働省組織令等の一部改正）

第十四条　次に掲げる政令の規定中「自立訓練」の下に「、就労選択支援」を加える。

一　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百九条第八号

二　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第六条第一号

三　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十二条の二第五号ヘ

四　特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）第十九条第一号

五　津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第四百二十六号）第十九条第一号及び第二十一条第一号

（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正）

第十五条　独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「同条第十三項」を「同条第十三項の就労選択支援、同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改め、同条第七号中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十六条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「自立訓練」の下に「、就労選択支援」を加え、「同条第十八項」を「同条第十九項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第十七条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十七項」に改める。

（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正）

第十八条　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五条第二十三項」を「第五条第二十四項」に改める。

附則第三条第三項中「第五条第二十五項」を「第五条第二十六項」に改める。

（こども家庭庁組織令の一部改正）

第十九条　こども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「第五条第二十四項」を「第五条第二十五項」に改める。

第二章　経過措置

第二十条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第三条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十三項に規定する就労選択支援については、同法第四十三条第一項及び第二項に規定する都道府県の条例が制定施行される日又は令和八年三月三十一日のいずれか早い日までの間は、同条第三項に規定する主務省令で定める基準を、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

附　則

この政令は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定（改正法第三条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の目次の改正規定、同法第五章の章名の改正規定、同法第八十九条の二の二第一項及び第八十九条の二の三の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十とする改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十九条の二の二の次に七条を加える改正規定、同法第百九条の次に二条を加える改正規定、同法第百十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第百十二条の改正規定並びに改正法第六条の規定並びに改正法附則第六条、第四十一条及び第四十二条の規定を除く。）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第八十六号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中「令和六年四月」を「令和七年四月」に、「五千三百十円」を「五千四百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和七年三月以前の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の給付基準額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

最高裁規則

最高裁判所

裁判官の報酬等に関する規則及び司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十六日

裁判官の報酬等に関する規則及び司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則

（裁判官の報酬等に関する規則の一部改正）

第一条　裁判官の報酬等に関する規則（平成二十九年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（扶養手当） **第三条**　扶養手当は、扶養親族のある判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から十七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事に対して支給する。ただし、次項第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族（第三項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、報酬法別表判事補の項一号及び二号の報酬月額の報酬を受ける判事補並びに報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事に対しては、支給しない。 ２　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその裁判官の扶養を受けているものを扶養親族とする。 ［削る］ 一～五　［略］ ３　扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万三千円、扶養親族たる父母等については一人につき六千五百円（報酬法別表判事補の項三号及び四号の報酬月額の報酬を受ける判事補並びに報酬法別表簡易裁判所判事の項八号及び九号の報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事にあっては、三千五百円）とする。 ４　扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 ［５　略］	（扶養手当） **第三条**　扶養手当は、扶養親族のある判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から十七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（第三項において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、報酬法別表判事補の項一号及び二号の報酬月額の報酬を受ける判事補並びに報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事に対しては、支給しない。 ２　［同上］ 一　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） 二～六　［同上］ ３　扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（報酬法別表判事補の項三号及び四号の報酬月額の報酬を受ける判事補並びに報酬法別表簡易裁判所判事の項八号及び九号の報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事にあっては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。 ４　扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 ［５　同上］

○最高裁判所規則第七号

（裁判官特別勤務手当）

第十一条　判事、報酬法別表判事補の項一号から十号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法第十五条に定める報酬月額又は報酬法別表簡易裁判所判事の項一号から十五号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により裁判所の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十三号）第一条第一項の規定による裁判所の休日（次項において「休日」という。）に勤務をした場合は、当該裁判官には、裁判官特別勤務手当を支給する。

２　前項に規定する場合のほか、判事、同項の判事補及び同項の簡易裁判所判事が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（休日に含まれる時間を除く。）の時間に勤務をした場合は、当該裁判官には、裁判官特別勤務手当を支給する。

［３　略］

４　次に掲げる場合には、第二項の裁判官特別勤務手当を支給しない。この場合において、裁判官がした同項の勤務は、第一項の勤務とみなす。

一　第一項の勤務をした後、引き続いて第二項の勤務をした場合

二　第二項の勤務をした後、引き続いて第一項の勤務をした場合

別表第三（第十一条関係）

区　　分	裁判官特別勤務手当の額
判事 報酬法第十五条に定める報酬月額又は報酬法別表簡易裁判所判事の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	九、〇〇〇円
報酬法別表判事補の項一号又は二号の報酬月額の報酬を受ける判事補 報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	六、〇〇〇円
［略］	

（裁判官特別勤務手当）

第十一条　判事、報酬法別表判事補の項一号から十号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法第十五条に定める報酬月額又は報酬法別表簡易裁判所判事の項一号から十五号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により裁判所の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十三号）第一条第一項の規定による裁判所の休日（次項において「休日」という。）に勤務をした場合は、当該裁判官には、裁判官特別勤務手当を支給する。

２　前項に規定する場合のほか、同項の判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から十五号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前五時までの間の時間に勤務した場合は、当該裁判官には、裁判官特別勤務手当を支給する。

［３　同上］

４　第一項の規定による勤務をした後、引き続いて第二項の規定による勤務をした裁判官には、その引き続く勤務に係る同項の裁判官特別勤務手当を支給しない。

［新設］

別表第三（第十一条関係）

区　　分	裁判官特別勤務手当の額
報酬法別表判事補の項一号又は二号の報酬月額の報酬を受ける判事補 報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	六、〇〇〇円
［同上］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の一部改正）

第二条　司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則（平成二十一年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（修習専念資金の額） **第三条**　［略］ 2　修習専念資金の貸与を受けようとする者又は修習専念資金の貸与を受けている司法修習生が、次の各号のいずれかに該当する場合において、修習専念資金の額の変更を申請したときは、修習専念資金の額を一貸与単位期間につき十二万五千円に変更する。 ［一・二　略］ 三　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条第二項に規定する扶養親族（同項第一号に掲げる子を除く。）がある場合 ［3～6　略］	（修習専念資金の額） **第三条**　［同上］ 2　［同上］ ［一・二　同上］ 三　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条第二項に規定する扶養親族（同項第一号に掲げる配偶者及び同項第二号に掲げる子を除く。）がある場合 ［3～6　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第二条　令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する規則第三条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、報酬法別表判事補の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から九号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事に対しては」と、同条第二項中「五　重度心身障害者」とあるのは「五　重度心身障害者　六　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第三項中「一万三千円」とあるのは「一万千五百円」と、「とする」とあるのは「、前項第六号に該当する扶養親族については三千円とする」とする。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

府　令

○内閣府令第二十一号

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（平成十七年政令第二十号）第一条第三項、第二条第一項、第三項、第五項、第六項及び第八項並びに第五条の規定に基づき、金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する内閣府令

（用語）

第一条　この府令において使用する用語は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（旅行の中止又は変更に係るやむを得ない事情）

第二条　令第一条第三項に規定する内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

一　参考人等が金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）第十五条若しくは第二十条第二項の規定による審判手続の期日若しくは場所又は同令第六十三条に規定する出頭命令書に記載された出頭すべき日時若しくは場所の変更を受けた場合

二　参考人等が死亡した場合

三　参考人等が負傷し、又は疾病にかかった場合

四　その他前三号に準ずる事情があったと認められる場合

（審判手続の期日の変更を受けた場合等における旅費の請求）

第三条　令第一条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる額とする。

一　令第一条第一項に規定する旅費の各種目について、令第二条の規定により計算した額と参考人等が現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

二　前号に掲げる額のほか、手数料その他の審判手続の期日又は場所の変更等に伴い請求することができるものとして金融庁長官が相当と認める額

（附属の島）

第四条　令第二条第一項に規定する内閣府令で定める附属の島は、本州、北海道、四国及び九州に附属する島とする。

（鉄道賃に係る鉄道）

第五条　令第二条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

二　軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道に類するもの

三　外国における前二号に掲げるものに相当するもの

（船賃に係る船舶）

第六条　令第二条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

二　外国における前号に掲げるものに相当するもの

（航空賃に係る航空機等）

第七条　令第二条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

二　外国における前号に掲げるものに相当するもの

2　令第二条第六項に規定する内閣府令で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が二十四時間以上の移動とする。

（宿泊費の基準額）

第八条　令第二条第八項に規定する内閣府令で定める額は、一夜当たり、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）第十三条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠の二級の職員が受ける額に相当する額とする。

附　則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十二号

公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（平成十九年政令第三百五十八号）第一条第三項、第二条第一項、第三項、第五項、第六項及び第八項並びに第五条の規定に基づき、公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月二十六日　　内閣総理大臣　石破　茂

公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する内閣府令

（用語）

第一条　この府令において使用する用語は、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）及び公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（旅行の中止又は変更に係るやむを得ない事情）

第二条　令第一条第三項に規定する内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

一　参考人等が公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十二号）第十六条又は第二十一条第二項の規定による審判手続の期日又は場所の変更を受けた場合

二　参考人等が死亡した場合

三　参考人等が負傷し、又は疾病にかかった場合

四　その他前三号に準ずる事情があったと認められる場合

（審判手続の期日の変更を受けた場合等における旅費の請求）

第三条　令第一条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる額とする。

一　令第一条第一項に規定する旅費の各種目について、令第二条の規定により計算した額と参考人等が現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

二　前号に掲げる額のほか、手数料その他の審判手続の期日又は場所の変更等に伴い請求することができるものとして金融庁長官が相当と認める額

（附属の島）

第四条　令第二条第一項に規定する内閣府令で定める附属の島は、本州、北海道、四国及び九州に附属する島とする。

（鉄道賃に係る鉄道）

第五条　令第二条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

二　軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道に類するもの

三　外国における前二号に掲げるものに相当するもの

（船賃に係る船舶）

第六条　令第二条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

二　外国における前号に掲げるものに相当するもの

（航空賃に係る航空機等）

第七条　令第二条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

二　外国における前号に掲げるものに相当するもの

2　令第二条第六項に規定する内閣府令で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が二十四時間以上の移動とする。

（宿泊費の基準額）

第八条　令第二条第八項に規定する内閣府令で定める額は、一夜当たり、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）第十三条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠の二級の職員が受ける額に相当する額とする。

附　則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・法務省令第一号

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項の規定に基づき、商業登記規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐

商業登記規則の一部を改正する命令

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（電子証明書に係る証明の期間） **第三十三条の二**　法第十二条の二第一項第二号の期間は、次のいずれかの期間であつて同項の規定による請求をする者が定めるものとする。 一　一月 二　三月の整数倍の期間（二年三月を超えないものに限る。） （電子証明書による証明の再度の請求） **第三十三条の十九**　法第十二条の二（第二項及び第四項を除く。）並びに第三十三条の二、第三十三条の三から第三十三条の五まで、第三十三条の六（第二項第三号及び第四号、第四項、第五項並びに第八項を除く。）、第三十三条の七から第三十三条の十七まで及び前条第一項の規定は、電子証明書に係る法第十二条の二第一項第二号の期間中に第三十三条の十二第一項第二号の登記がされた場合において、第三十三条の八第一項の規定による送信を受けた者が電子証明書による証明を再度請求するときについて準用する。この場合において、第三十三条の二中「次のいずれかの期間であつて同項の規定による請求をする者が定めるもの」とあるのは「電子証明書に係る同号の期間の残存期間」と、第三十三条の六第一項中「申請書及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「申請書」と、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及び電子証明書の番号」と、同条第六項中「電磁的記録には、内閣総理大臣及び法務大臣の指定する方式に従い」とあるのは「申請書には」と、「当該電磁的記録」とあるのは「当該申請書」と、第三十三条の七第一項中「申請書及び電磁的記録」とあるのは「申請書」と、「電磁的記録に記録された事項」とあるのは「同条第二項第一号及び第六項の規定により申請書に記載された事項（出生の年月日を除く。）」と、第三十三条の八第二項第一号中「第三十三条の六第五項第一号から第三号まで」とあるのは「第三十三条の六第二項第一号」と、「電磁的記録に記録された事項」とあるのは「申請書に記載された事項（出生の年月日を除く。）、法第十二条の二第一項第二号の期間並びに電子証明書に係る第三十三条の六第五項第二号及び第三号に掲げる事項」と読み替えるものとする。	（電子証明書に係る証明の期間） **第三十三条の二**　法第十二条の二第一項第二号の期間は、三月の整数倍の期間であつて同項の規定による請求をする者が定めるものとする。ただし、二年三月を超えることができない。 ［号を加える。］ ［号を加える。］ （電子証明書による証明の再度の請求） **第三十三条の十九**　法第十二条の二（第二項及び第四項を除く。）並びに第三十三条の二本文、第三十三条の三から第三十三条の五まで、第三十三条の六（第二項第三号及び第四号、第四項、第五項並びに第八項を除く。）、第三十三条の七から第三十三条の十七まで及び前条第一項の規定は、電子証明書に係る法第十二条の二第一項第二号の期間中に第三十三条の十二第一項第二号の登記がされた場合において、第三十三条の八第一項の規定による送信を受けた者が電子証明書による証明を再度請求するときについて準用する。この場合において、第三十三条の二本文中「三月の整数倍の期間であつて同項の規定による請求をする者が定めるもの」とあるのは「電子証明書に係る法第十二条の二第一項第二号の期間の残存期間」と、第三十三条の六第一項中「申請書及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「申請書」と、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及び電子証明書の番号」と、同条第六項中「電磁的記録には、内閣総理大臣及び法務大臣の指定する方式に従い」とあるのは「申請書には」と、「当該電磁的記録」とあるのは「当該申請書」と、第三十三条の七第一項中「申請書及び電磁的記録」とあるのは「申請書」と、「電磁的記録に記録された事項」とあるのは「同条第二項第一号及び第六項の規定により申請書に記載された事項（出生の年月日を除く。）」と、第三十三条の八第二項第一号中「第三十三条の六第五項第一号から第三号まで」とあるのは「第三十三条の六第二項第一号」と、「電磁的記録に記録された事項」とあるのは「申請書に記載された事項（出生の年月日を除く。）、法第十二条の二第一項第二号の期間並びに電子証明書に係る第三十三条の六第五項第二号及び第三号に掲げる事項」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、令和七年四月一日から施行する。

省令

○総務省令第十九号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条第一項第四号の規定に基づき、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十六日

総務大臣　村上誠一郎

衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部を改正する省令

衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準（令和二年総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

（基準）

第三条　放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送の業務を行い、又は行おうとする者が、次の表の上欄に掲げる伝送方式により同表の中欄に掲げるテレビジョン放送を行う場合における当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロット（広帯域伝送方式によるものについては、デジタル放送の標準方式第五十三条第一項に規定するスロットをいい、高度広帯域伝送方式によるものについては、デジタル放送の標準方式第六十条第一項に規定するスロットをいう。以下同じ。）の数（放送大学学園が行うテレビジョン放送にあっては、当該テレビジョン放送と併せて行う超短波放送に使用するスロットの数を含む。）が同表の下欄に掲げるスロットの数を超えないこととする。

伝送方式	テレビジョン放送	スロットの数
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
高度広帯域伝送方式	高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千九百二十としているもの）	二十五
	超高精細度テレビジョン放送（走査方式にかかわらず有効走査線数が二千百六十本以上四千三百二十本未満であるもの）	四十
［略］	［略］	［略］

2　前項の規定にかかわらず、同項の衛星基幹放送の業務を行い、又は行おうとする者が、広帯域伝送方式によりテレビジョン放送を行う場合であって、次の表の上欄に掲げるときにおける当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同項の表の下欄に掲げるスロットの数に次の表の下欄に掲げる数を加算した数を超えないこととする。

［表略］

3　［略］

改正前

（基準）

第三条　［同上］

伝送方式	テレビジョン放送	スロットの数
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
高度広帯域伝送方式	超高精細度テレビジョン放送（走査方式にかかわらず有効走査線数が二千百六十本以上四千三百二十本未満であるもの）	四十
［同上］	［同上］	［同上］

2　前項の規定にかかわらず、同項の衛星基幹放送の業務を行い、又は行おうとする者が、次の表の上欄に掲げるときにおける当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同項の表の下欄に掲げるスロットの数に次の表の下欄に掲げる数を加算した数を超えないこととする。

［表同上］

3　［同上］

第四条　放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送以外の衛星基幹放送の業務を行い、又は行おうとする者が、次の表の上欄に掲げる伝送方式により同表の中欄に掲げるテレビジョン放送を行う場合における当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同表の下欄に掲げるスロットの数を超えないこととする。

伝送方式	テレビジョン放送	スロットの数
［略］	［略］	［略］
高度広帯域伝送方式	高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千九百二十としているもの）	二十
	超高精細度テレビジョン放送（走査方式にかかわらず有効走査線数が二千百六十本以上四千三百二十本未満であるもの）	六十
［略］	［略］	［略］

2　前項の規定にかかわらず、同項に掲げる者が、広帯域伝送方式によりテレビジョン放送の補完放送を行うときにおける当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同項の表の下欄に掲げるスロットの数に二を加算した数を超えないこととする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第四条　［同上］

伝送方式	テレビジョン放送	スロットの数
［同上］	［同上］	［同上］
高度広帯域伝送方式	超高精細度テレビジョン放送（走査方式にかかわらず有効走査線数が二千百六十本以上四千三百二十本未満であるもの）	六十
［同上］	［同上］	［同上］

2　前項の規定にかかわらず、同項に掲げる者が、超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送の補完放送を行うときにおける当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同項の表の下欄に掲げるスロットの数に二を加算した数を超えないこととする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第二十号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十条及び第百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十六日

総務大臣　村上誠一郎

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（外国政府等との協定等における重要事項）	（外国政府等との協定等における重要事項）
第二十七条　法第四十条の総務省令で定める重要な事項は、次のとおりとする。	**第二十七条**　［同上］
一　次に掲げる電気通信役務の提供に関する提携を内容とする協定又は契約（当該電気通信役務の提供に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額のみを変更するものを除く。）にあつては、提供する電気通信役務の種類、対地及び当該電気通信役務の提供に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額	一　電気通信役務（音声を伝送交換するための電気通信設備を用いてその内容を蓄積することなく通信を行うもの（以下この号において「電話等の役務」という。）に限り、交換取扱人を介した通話その他付随的なものを除く。）の提供（本邦外の場所との間で電話等の役務を提供するための電気通信設備を設置する電気通信事業者（電気通信回線設備を設置する電気通信

イ　国際電話等（電気通信事業報告規則第一条第二項第二十号に規定するものをいい、音声を伝送交換するための電気通信設備を用いてその内容を蓄積することなく通信を行うものに限り、交換取扱人を介した通話その他付随的なものを除く。）

ロ　衛星移動通信サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第五号に規定するものをいい、音声を伝送交換するための電気通信設備を用いてその内容を蓄積することなく通信を行うものに限り、交換取扱人を介した通話その他付随的なものを除く。）

ハ　携帯電話における国際ローミングサービス（電気通信事業者と外国政府又は外国人若しくは外国法人との提携により、一方の当事者が携帯電話サービスを提供する国又は地域において当該一方の当事者の携帯電話サービスの提供を受ける利用者が、他方の当事者が携帯電話サービスを提供する国又は地域において、当該一方の当事者の携帯電話サービスを利用する場合に使用する移動端末設備と同様の移動端末設備を用いて、当該他方の当事者の音声伝送役務（その内容を蓄積することなく通信を行うものに限り、交換取扱人を介した通話その他付随的なものを除く。）又はデータ伝送役務の提供を受けることを可能とするサービスをいい、仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。）を提供する電気通信事業者が提供するものを含む。）

［一　略］

様式第20（第26条関係）

［略］

［表略］

注１　「電気通信役務の種類」には、電気通信事業法施行規則第27条第１項の号の細分の別を記載すること。

［２　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（卸電気通信役務の提供に関する報告） **第四条の九**　［略］ ［２～６　略］ ７　第四項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。	（卸電気通信役務の提供に関する報告） **第四条の九**　［同上］ ［２～６　同上］ ７　第四項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。）において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

事業者を除く。）が提供する電気通信役務にあつては、当該電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者の使用に係る端末設備が電話等の役務を提供するために用いられる電気通信回線設備に接続される態様のものに限る。）に関する提携を内容とする協定又は契約（以下この号において「協定等」という。）にあつては次の事項

イ　電気通信回線を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その区間並びにこれにより取り扱う電気通信役務の種類及び対地

ロ　電話等の役務の提供に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)　既に音声を伝送交換する機能について協定等を締結している相手方との間で、音声に影像を統合して伝送交換する機能を追加するために協定等の変更をしようとする場合であつて、当事者が取得し、又は負担すべき金額が音声を伝送交換する場合と同一であるか、又はこれを下回ることが明らかなとき。

(2)　協定等の相手方が、特定の対地の区分において着信側の電気通信事業者を追加することに伴い、当該協定等の変更をしようとする場合であつて、当該区分において取得し、又は負担すべき金額が増加しないことが明らかなとき。

(3)　(1)又は(2)に掲げる場合のほか、当事者が取得し、又は負担すべき金額が減少する場合（対地ごと、着信側の電気通信役務の種類ごと又は通信量ごとその他の区分により多数の区分を設けている場合にあつては、いずれの区分においても取得し、又は負担すべき金額が増加しないことが明らかなときに限る。）

ハ　電話等の役務の提供に関し、取り扱う通信量の割合

［一　同上］

様式第20（第26条関係）

［同左］

［表同左］

注１　「電気通信役務の種類」には、電話又は総合デジタル通信サービスの別を記載すること。

［２　同左］

様式第24（第５条関係） ［表略］ 注１　国際電話等及び衛星移動通信サービス（音声を伝送交換するための電気通信設備を用いてその内容を蓄積することなく通信を行うものに限り、付随的なサービスを除く。以下同じ。）並びに携帯電話における国際ローミング（その内容を蓄積し通信を行うもの及び付随的なサービスを除く。以下同じ。）に関する協定又は契約について記載すること。 ２　「締結・変更の別」の欄には、締結（基本契約（割引契約（基本的な契約に追加して行う契約であり、当該基本的な契約に基づく料金に優先して適用する料金を定めるものをいう。以下同じ。）以外のものをいう。以下同じ。））、締結（割引契約）、変更（基本契約）又は変更（割引契約）と記載することとし、変更の場合にあつては、「備考」の欄にその概要を記載すること。 ３　「サービスの種類」の欄には、国際電話等、衛星移動通信サービス又は携帯電話における国際ローミングの別を記載すること。 ４　「対地」の欄には、国際電話等において第三国を中継する場合には最終着信先を記載するとともに、括弧書で当該第三国の名称を記載すること。 ５　「精算料金（国際計算料金を含む。）」については、料金体系が複数ある等により欄内に記載しきれない場合には別紙とすること。ただし、主要な料金体系のみを記載することを妨げない。 ［６・７　略］ ８　その他協定又は契約に定める精算料金に係る条件がある場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。 ［９・10　略］	**様式第24**（第５条関係） ［表同左］ 注１　国際電話等及び携帯電話における国際ローミング（その内容を蓄積し通信を行うもの及び付随的なサービスを除く。）に関する協定又は契約について記載すること。 ２　「締結・変更の別」の欄には、締結又は変更と記載することとし、変更の場合にあつては、「備考」の欄にその概要を記載すること。 ３　「サービスの種類」の欄には、国際電話・ＩＳＤＮ、国際電話・ＩＳＤＮ（衛星）又は携帯電話における国際ローミングの別を記載すること。 ４　「対地」の欄には、第三国を中継する場合には最終着信先を記載するとともに、括弧書で当該第三国の名称を記載すること。 ５　「精算料金（国際計算料金を含む。）」については、料金体系が複数ある等により欄内に記載しきれない場合には別紙とすること。 ［６・７　同左］ ８　その他協定又は契約に定める精算料金に係る条件がある場合には、「備考」の欄に記載すること。 ［９・10　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（準備行為）

第二条　電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）は、同条第三号に規定する電気通信役務の提供に関する提携を内容とする協定又は契約（以下「協定等」という。）であつて第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十七条に規定する重要な事項を内容とするものをこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、施行日前においても、同法第四十条の認可に係る申請をすることができる。

（経過措置等）

第三条　新施行規則の規定は、施行日以後に締結し、変更し又は廃止しようとする協定等について適用する。

２　第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、報告期限が令和七年六月一日以後である報告から適用し、報告期限が令和七年五月三十一日以前である報告については、なお従前の例による。

第四条　電気通信事業者は、附則様式により、令和七年五月三十一日までに、新施行規則第二十七条第一号ハに掲げる電気通信役務の提供に関する提携を内容とする協定等のうち施行日前に締結し、かつ、この省令の施行の際現に効力を有するもの（新施行規則第二条第二項第二号に規定するデータ伝送役務の提供に関する提携を内容とするものに限り、令和七年五月三十一日までに、附則第二条の申請を行っているものを除く。以下「報告対象契約」という。）について、報告対象契約に係る協定書又は契約書の写しを添えて総務大臣に提出しなければならない。

附則様式

外国政府等との協定等の報告

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連　絡　先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

国名	外国政府又は外国人若しくは外国法人	基本契約・割引契約の別	協定等締結年月日	サービスの種類	対地	精算料金			協定又は契約の有効期間	備考
						通貨	金額	課金単位		

注１　携帯電話における国際ローミング（付随的なサービスを除く。）に関する協定又は契約について記載すること。
２　「基本契約・割引契約の別」の欄には、基本契約又は割引契約と記載すること。
３　「サービスの種類」の欄には、「携帯電話における国際ローミング」と記載すること。
４　「精算料金」については、料金体系が複数ある等により欄内に記載しきれない場合には別紙とすること。ただし、主要な料金体系のみを記載することを妨げない。
５　「協定又は契約の有効期間」の欄には、始期及び終期を年月日で記載すること。有効期間が明確に定められていない場合にはその旨を注記すること。
６　その他協定又は契約に定める精算料金に係る条件がある場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
７　「国名」、「外国政府又は外国人若しくは外国法人」及び「対地」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。
８　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

○厚生労働省令第二十二号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十九条の二（同法第二十条の九第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第二項及び第四十九条の四並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第八条第二項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（介護補償給付の額） **第十八条の三の四**　介護補償給付の額は、労働者が受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害（次項において「特定障害」という。）の程度が別表第三常時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合にあつては、次の各号に掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に従い、当該各号に定める額とする。 一　（略） 二　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用の額が八万五千四百九十円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき。　八万五千四百九十円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が八万五千四百九十円に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。） 2　前項の規定は、特定障害の程度が別表第三随時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合における介護補償給付の額について準用する。この場合において、同項中「十七万七千九百五十円」とあるのは「八万八千九百八十円」と、「八万五千四百九十円」とあるのは「四万二千七百円」と読み替えるものとする。 （労災就学援護費） **第三十三条**　（略） 2　労災就学援護費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者　対象者一人につき月額一万六千円 二～四　（略） 3　（略）	（介護補償給付の額） **第十八条の三の四**　介護補償給付の額は、労働者が受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害（次項において「特定障害」という。）の程度が別表第三常時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合にあつては、次の各号に掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に従い、当該各号に定める額とする。 一　（略） 二　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用の額が八万千二百九十円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき。　八万千二百九十円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が八万千二百九十円に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。） 2　前項の規定は、特定障害の程度が別表第三随時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合における介護補償給付の額について準用する。この場合において、同項中「十七万七千九百五十円」とあるのは「八万八千九百八十円」と、「八万千二百九十円」とあるのは「四万六百円」と読み替えるものとする。 （労災就学援護費） **第三十三条**　（略） 2　労災就学援護費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者　対象者一人につき月額一万五千円 二～四　（略） 3　（略）

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第六号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（介護料） **第七条**　（略） ２　（略） ３　第一項の介護料の金額は、介護の程度に応じ、一月につき八万五千四百九十円、六万四千九十円又は四万二千七百円とする。 ４　（略）	（介護料） **第七条**　（略） ２　（略） ３　第一項の介護料の金額は、介護の程度に応じ、一月につき八万千二百九十円、六万九百九十円又は四万六百円とする。 ４　（略）
附　則 （施行期日） １　この省令は、令和七年四月一日から施行する。 （経過措置） ２　令和七年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法による介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法による介護料の金額については、なお従前の例による。	

○厚生労働省令第二十三号

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）第十六条（同法第四十六条第七項において準用する場合を含む。）及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和三十一年政令第二百四十八号）第十四条第一項（同令第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部を改正する省令

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則（昭和三十一年労働省令第十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（費用の弁償） **第五条**　令第十四条第一項（令第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、法第十五条第一項第一号若しくは第二項又は法第四十六条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた審査請求人、再審査請求人又は代理人に対して支給する旅費の額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）（以下「行政職俸給表（一）」という。）の二級の職務にある者が国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。以下「旅費令」という。）の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の額と同一とする。	（費用の弁償） **第五条**　令第十四条第一項（令第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、法第十五条第一項第一号若しくは第二項又は法第四十六条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた審査請求人、再審査請求人又は代理人に対して支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料（以下この項において「鉄道賃等」という。）にあつては実費額とし、日当にあつては一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）（以下「行政職俸給表（一）」という。）の二級の職務にある者が国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定に基づいて受ける額と同一とする。ただし、鉄道賃等の実費額が、行政職俸給表（一）の二級の職務にある者が旅費法の規定に基づいて受ける額を超えるときは、鉄道賃等の額は、当該旅費法の規定に基づいて受ける額と同一とする。

２　令第十四条第一項（令第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、法第十五条第一項第一号若しくは第二項又は法第四十六条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた参考人又は法第十五条第一項第三号若しくは法第四十六条第一項第三号の鑑定人に対して支給する旅費の額は、行政職俸給表（一）の二級の職務にある者が旅費法及び旅費令の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の額と同一とする。

３・４　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十四号

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第八十号）の施行に伴い、並びに予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び第十二条第一項並びに予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第三条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（新型コロナウイルス感染症の予防接種の対象者） **第二条の六**　（略） （帯状疱疹の予防接種の対象者） **第二条の七**　令第三条第一項の表帯状疱疹の項下欄第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。 **第二条の八～第二条の十**　（略） （報告すべき症状） **第五条**　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。	（新型コロナウイルス感染症の予防接種の対象者） **第二条の六**　（略） （新設） **第二条の七～第二条の九**　（略） （報告すべき症状） **第五条**　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症状	期間
（略）	（略）	（略）
水痘、帯状疱疹	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

対象疾病	症状	期間
（略）	（略）	（略）
水痘	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第一号（第四条第一項関係）

No. ＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿予防接種済証（第　期）（定期）

住　所

氏　名

年　月　日生

回数	ワクチンの種類	予防接種を行った年月日	メーカー／ロット	備考
第　回		年　月　日		
第　回		年　月　日		
第　回		年　月　日		
第　回		年　月　日		

年　月　日

都道府県
市区町村長　印

備考　不要の文字は抹消して用いること

様式第二号（第四条第二項関係）

No. ＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿予防接種済証（第　期）（臨時）

住　所

氏　名

年　月　日生

回数	ワクチンの種類	予防接種を行った年月日	メーカー／ロット	備考
第　回		年　月　日		
第　回		年　月　日		
第　回		年　月　日		
第　回		年　月　日		

年　月　日

都道府県
知事又は市区町村長　印

備考　不要の文字は抹消して用いること

様式第三号（第四条第二項関係）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　予防接種済証
Vaccination Certificate of ＿＿＿＿＿

姓（旧姓）（別姓）　名（別名）
[Surname (Former surname)　(Alternative surname)　Given name (Alternative given name)]

生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)

国籍・地域 [Nationality/Region]

旅券番号[Passport Number]

接種回 [Dose Number]	接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	ワクチンの種類 [Vaccine Type]	メーカー [Manufacturer]	製品名 [Product Name]	製造番号 [Lot Number]	接種国 [Country of Vaccination]

証明書発行者[Certificate Issuance Authority]

日本国厚生労働大臣
[Minister of Health,Labour and Welfare,Government of Japan]

証明書ID [Certificate Identifier]　　証明書発行年月日[Issue Date](YYYY-MM-DD)

備考　不要の文字は抹消して用いること

（予防接種実施規則の一部改正）

第二条　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第十三章　（略）	第一章～第十三章　（略）
第十四章　帯状疱疹の予防接種（第二十五条）	（新設）
附則	附則
第十四章　帯状疱疹の予防接種	（新設）
（接種の方法）	
第二十五条　帯状疱疹の定期の予防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。	（新設）
一　乾燥弱毒生水痘ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法	
二　乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを二月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法（医師が医学的知見に基づき必要と認める場合にあっては、当該ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法）	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省・経済産業省令第三号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十六日

農林水産大臣　江藤　拓

経済産業大臣　武藤　容治

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商品先物取引業の許可申請書の添付書類） **第八十条**　法第百九十二条第二項の主務省令で定める書類は、次項に規定する場合を除き、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。 一～十一　（略） 十二　過去五年以内に、商品先物取引業に関して拘禁刑以上の刑（外国において商品先物取引業に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所又は事務所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該拘禁刑以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面 十三～十八　（略） 2　（略） （合併又は分割の認可申請） **第百十八条**　（略） 2　法第二百二十五条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。 一～十四　（略） 十五　合併後又は分割後の法人における、過去五年以内に商品先物取引業に関して拘禁刑以上の刑（外国において商品先物取引業に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所又は事務所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該拘禁刑以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面 十六～二十一　（略）	（商品先物取引業の許可申請書の添付書類） **第八十条**　法第百九十二条第二項の主務省令で定める書類は、次項に規定する場合を除き、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。 一～十一　（略） 十二　過去五年以内に、商品先物取引業に関して禁錮以上の刑（外国において商品先物取引業に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所又は事務所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面 十三～十八　（略） 2　（略） （合併又は分割の認可申請） **第百十八条**　（略） 2　法第二百二十五条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。 一～十四　（略） 十五　合併後又は分割後の法人における、過去五年以内に商品先物取引業に関して禁錮以上の刑（外国において商品先物取引業に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所又は事務所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面 十六～二十一　（略）

（事業譲渡の認可申請）

第百二十一条　（略）

２　法第二百二十八条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一～十四　（略）

十五　譲受会社における、過去五年以内に商品先物取引業に関して拘禁刑以上の刑（外国において商品先物取引業に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所又は事務所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該拘禁刑以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面

十六～二十一　（略）

様式第六号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附　則

この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年三月二十六日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一〇―四―三八

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用除外） **第三十四条**　前二条の規定は、圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）であつて、同法第二条第五項に規定する運行の用に供するものに限る。）の燃料装置のうち同法第四十一条第一項の技術基準に適合するものに用いられる設備等及び電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）、高	（適用除外） **第三十四条**　前二条の規定は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の適用を受ける設備等については、適用しない。

圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の適用を受ける設備等については、適用しない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

官庁報告

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

令和七年三月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一、事業計画が定められた年月日　令和七年三月二十六日

二、調査の種類　効率的手法導入推進基本調査

三、調査を実施する者の名称　国土交通省

四、実施地域

北海道　積丹町

秋田県　由利本荘市

埼玉県　日高市

滋賀県　草津市

広島県　東広島市

五、実施予定期間

令和七年度

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和七年三月七日付けで指定したので、同条第八項の規定に基づき公告する。

令和七年三月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

測量及び調査を行った地域	地図及び簿冊の名称	申請を行った者の名称	測量及び調査を行った者の名称
山梨県山梨市上栗原の一部	確定測量図及び調査簿　地帯総合整備事業　上栗原第１工区　県営畑地区	山梨県知事	山梨県
山梨県笛吹市一宮町南野呂の一部	確定測量図及び調査簿　地帯総合整備事業　一宮北部地区　南野呂２－１工区　県営畑地区	山梨県知事	山梨県
山梨県笛吹市御坂町大野寺の一部	確定測量図及び調査簿　地帯総合整備事業　大野寺第３工区　県営畑地区	山梨県知事	山梨県
山梨県笛吹市春日居町下岩下の一部	確定測量図及び調査簿　地帯総合整備事業　春日居第一地区　下岩下第２工区　県営畑地区	山梨県知事	山梨県
山梨県笛吹市春日居町下岩下の一部	確定測量図及び調査簿　地帯総合整備事業　春日居第一地区　下岩下第３工区　県営畑地区	山梨県知事	山梨県
山梨県笛吹市八代町北の一部	確定測量図及び調査簿　地帯総合整備事業　八代北工区　県営畑地区	山梨県知事	山梨県
三重県鈴鹿市野辺町字上ノ長の一部	一般国道３０６号鈴鹿亀山道路改良事業に伴い作成した地図及び調査簿	三重県鈴鹿建設事務所長	三重県鈴鹿建設事務所
岡崎市西本郷町字和志山及び字山下の各一部	矢作西保育園用地測量に伴い作成した確定測量図及び調査簿	岡崎市長	岡崎市
愛知県刈谷市井ケ谷町稲葉崎の一部	主要地方道名古屋岡崎線の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	愛知県知事	愛知県
山梨県北杜市白州町白須の一部	確定測量図及び調査簿　作放棄地解消・発生防止基盤整備事業　白州地区　大除竹宇第一工区　県営耕	山梨県知事	山梨県
山梨県北杜市白州町白須の一部	確定測量図及び調査簿　作放棄地解消・発生防止基盤整備事業　白州地区　大除竹宇第二工区　県営耕	山梨県知事	山梨県
山梨県南アルプス市有野の一部	確定測量図及び調査簿　地帯総合整備事業　御勅使川沿岸地区　第４工区　県営畑	山梨県知事	山梨県

国土調査の成果の認証の公告

兵庫県が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により令和七年三月十日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和七年三月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

佐用町（上石井②地区）の地籍図及び地籍簿

〃（上秋里⑤地区）の地籍図及び地籍簿

〃（三日月③ＡＢ地区）の地籍図及び地籍簿

〃（東徳久⑤⑥地区）の地籍図及び地籍簿

神河町（上小田（４）地区）の地籍図及び地籍簿